

山形県教員指標の改正について

1 指標について

- 校長及び教員（以下「教員等」という。）の計画的かつ効果的な資質の向上を図るため、教員等の任命権者が、文部科学大臣が定める指針を参酌し、地域の実情に応じ、教員等の職責、経験及び適性に応じて向上を図るべき資質に関する指標を定めるもの（教特法 22 の 3①）

なお、指標を定め、又はこれを変更しようとするときは、大学等からなる協議会（教特法 22 の 7①）において協議することとされている（教特法 22 の 3②）

2 これまでの経過

H30.1 山形県教員指標 策定（H28 文科省通知等）

R5.3 改正；教師に求められる資質能力を 5 つに再整理※、校長用指標の策定、研修履歴を活用した指導助言の明記 等（R4.8 文科省通知）

〔 〈1〉 教職に必要な素養、〈2〉 学習指導、〈3〉 生徒指導、〈4〉 特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、〈5〉 ICT や情報・教育データの利活用 〕

R6.3 改正；養護教諭及び栄養教諭の職務の明確化（R5.7 文科省通知）

3 今回改正のポイント

- （1） R7.2 文部科学省による指針改正の告示を受け、校長用指標に、学校における働き方改革を具体的に進めることを位置づけ

〔 中教審答申※¹（R6.8）、給特法改正※²（R7.6 公布）を踏まえた動き 〕

※1 将来的に時間外在校等時間の上限を平均 20 時間/月とする目標を踏まえ、校長用指針に働き方改革に向けたマネジメントの重要性を位置付けることが必要とされた

※2 附則；時間外在校等時間の削減目標を令和 11 年までに平均 30 時間/月と明記

- （2） 上記の他、7 教振の策定を踏まえ文言を整理するとともに、見やすく使いやすいものになるよう体裁を整理したもの

4 スケジュール

令和 8 年 1 月 20 日～29 日 山形県教員資質向上協議会の開催（書面開催）

2 月 13 日～27 日 パブリックコメントの実施

3 月 17 日 教育委員会に改正案の付議（本日）

改正指標の公表（通知及びホームページにて公表）

○ 令和7年2月21日 文部科学省通知（該当箇所抜粋）

「教育公務員特例法に基づく公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正について」

三 公立の小学校等の教員等としての資質の向上に関する指標の内容に関する事項

3 指標の内容を定める際の観点

(1) 校長の指標

校長に求められる基本的な役割は、大別して、学校経営方針の提示、組織づくり及び学校外とのコミュニケーションの3つに整理される。

これらを果たすに当たっては、学校教育の質の向上を校長のリーダーシップの下で実現させるための前提として、教職員一人一人がその意欲と能力を最大限発揮できる環境を整える必要があることに鑑み、学校における働き方改革を具体的に進めることも課題意識の一つとして持つことが重要である。